

奈良県告示第四百七十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、株式会社URリンケージ代表取締役渡邊輝明から次のとおり明日香村阪合土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年三月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 換地処分の年月日

平成三十年二月八日

二 換地処分の内容

平成三十年二月二日付け奈良県指令地デ推第一七一五号をもって認可した換地計画のとおり